

外国裁判の承認・執行

第1 中間試案（第3）の提案

1 外国裁判の承認

- ① 外国裁判所の人事訴訟事件（注）における確定判決について民事訴訟法第118条の適用による規律を維持するものとする。

（注）「人事訴訟事件」とは、外国法において人事訴訟事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

- ② 外国裁判所の家事事件（注）における確定した終局裁判は、次に掲げる要件のすべて（ただし、申立人以外の当事者が存在しない事件については、二を除く。）を具備する場合に限り、その効力を有するものとする。
- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること
 - 二 申立人以外の当事者が、申立書（写しを含む。）の送付若しくは送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと、申立てがあったことの通知を受けたこと又はこれらを受けなかったが手続行為をしたこと
 - 三 裁判の内容及び家事事件の手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと
 - 四 相互の保証があること

（注）「家事事件」とは、外国法において家事事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 外国裁判の執行

外国裁判所の人事訴訟事件（注1）における確定判決及び家事事件（注1）における確定した終局裁判の日本における執行については、執行判決によるものとし、執行判決に関する規律については、基本的に民事執行法第24条と同様の規律を前提としつつ、執行判決を求める訴えの管轄を家庭裁判所の専属管轄とするものとする。（注2）（注3）

(注1)「人事訴訟事件」及び「家事事件」とは、外国法において、それぞれ人事訴訟事件及び家事事件に相当すると解されるものを含む趣旨である。

(注2)「家庭裁判所の専属管轄とする」ものとした場合に、執行判決を求める訴えが地方裁判所に提起された場合における、地方裁判所から家庭裁判所への事件の移送等については、引き続き検討する。

(注3) 試案とは異なり、現状と同じく、民事執行法第24条の適用又は類推適用による規律、すなわち、執行判決を求める訴えを地方裁判所の専属管轄とする現状の規律を維持することも考えられ、この点について、引き続き検討する。

第2 検討すべき論点

1 外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判の承認要件について

(1) 民事訴訟法第118条第2号に相当する要件について

民事訴訟法第118条第2号は、外国裁判所の確定判決の承認要件として、「敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く。)を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。」を掲げているところ、外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判の承認に際し、同号に相当する要件を設けることについて、部会において異論はなかった。もっとも、家事事件の手続の中には、訴訟事件のような二当事者対立の構造を有しないものがあると考えられることから、具体的な条文においては、同号に必要な修正を加えたものとする必要があるとの指摘があった。

以上を踏まえ、まず、前提として、民事訴訟法第118条にいう「外国裁判所の確定判決」の外縁をどのように捉え、今般規定を設ける方向で検討している「外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判」との関係をどのように考えるか(注)。

(注) 外国裁判所の家事事件における裁判には、日本における家事事件手続法別表第2に掲げる事件に相当する争訟性を有する事件のほか、同法別表第1に掲げる事件のように、裁判所が行政的・後見的な見地から関わる事件もあると考えられる。後者の事件について、それらの行政的・後見的な性格には濃淡があるものと考えられるところ、およそ裁判所がした裁判であれば全て承認の対象となるのか、承認の対象となる「裁判」に当るか否かの何らかのメルクマールがあるのか、について、どのように考えるか。

次に、同条第2号に相当する要件を設けることについて、意見募集手続において特段の異論は寄せられなかったところ、具体的な要件として、例えば「申立人以外の当事者が、手続開始の通知を受けたこと又はこれを受けなかったが手続行為をしたこと」という要件を設けることについてどのように考えるか。

(2) 民事訴訟法第118条第4号に相当する要件について

民事訴訟法第118条第4号は、外国裁判所の確定判決の承認要件として、「相互の保証があること」を掲げているところ、部会においては、当該要件に相当する要件は不要であるとする意見もあったが、そのような要件を設けるべきであるとする意見や、少なくとも、民事訴訟法第118条第4号との関係からこれを要しないとするには慎重であるべきとする意見があった。

相互の保証についての具体的な要件の在り方について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

2 外国裁判の執行について

(1) 「外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判」を債務名義とするための手続について

部会においては、執行判決とするべきであるとの意見のほか、執行決定とするべきであるとの意見があった。

この点について、意見募集手続の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(2) 「外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判」を債務名義とするための手続の管轄裁判所について

部会においては、執行判決を求める訴えによるものとするを前提に、当該訴えを家庭裁判所の管轄とするとともに、現在、執行判決を求める訴えが地方裁判所の管轄に属することを踏まえ、家庭裁判所の管轄とされていない訴えを誤って家庭裁判所に提起した者に不利益を与えないように移送や自庁処理等の措置を講じるべきであるとの意見があったが、敢えてそのような措置を行う実益について疑問を呈し、却って日本において執行をしようとする者にとって管轄裁判所が分かり難くなることから、従前のおり地方裁判所の専属管轄でよいとする意見もあった。

この点について、意見募集手続の結果を踏まえ、どのように考えるか。